

令和8年度由布市農産物地産地消ニーズ調査委託業務仕様書

1. 事業目的

本業務は、由布市産の農産物等を市内の旅館・ホテル・飲食事業者等（以下、「市内事業者」という。）へ円滑に供給できる体制を構築し、市内外の消費者の満足感と農産物等のブランド力の向上を図るとともに、農産物等の消費拡大と地産地消の推進を目的とする。

2. 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 市内の農産物生産者（以下、「市内生産者」という。）及び市内事業者へのニーズ調査の実施
 - ア 市内生産者（約1,000世帯：稲作634、園芸236、畜産92等）
 - イ 市内事業者（旅館、ホテル、飲食事業者、食品加工業者、給食センター、病院、介護施設、大学等）
- (2) (1)に係る調査報告書の作成
- (3) 受発注システム案の提案
 - ア 市内生産者及び市内事業者が容易に受発注できるシステム案
 - イ 仲介業者、集出荷・流通体制及び手数料案
 - ウ システム構築及び運用に係る費用（構築及び運用は令和9年度以降を予定）

3. 履行場所

由布市が指定する場所

4. 契約期間

契約期間は、契約締結の日から令和8年12月25日までとする。

5. ニーズ調査の条件

- (1) 市内生産者向け
 - ア 市と協議・調整の上、対象を選定する。
- (2) 市内事業者向け
 - ア 仕様書2. 業務内容のとおりとする。

6. 関係機関等との連携

連携が必要な関係機関・団体等を把握した上で、連携の効果的な手法を提案し、実施すること。

7. 運営体制及び全体スケジュール等の提出

業務責任者及び部門別責任者等を明記した体系図並びに契約期間中の全体スケジュールを提示すること。なお、各責任者の氏名、連絡先を追記したものを、契約締結後1週間以内に提出すること。

8. その他

- (1) 業務遂行にあたり知り得た個人情報等を他に漏洩してはならない。
- (2) 本業務にかかる作成物、成果品の著作権は市に帰属する。画像、システム等既に著作権を有するものについてはこの限りではないが、本市が使用することについて問題が発生しないように適切な対応を行うこと。
- (3) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。
- (4) 業務の遂行にあたり、市と十分な打ち合わせを行い、その指示に従うこと。